

告 示

埼玉県選管告示第十九号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙における投票の順序は次のとおりとし、開票は同時に行う。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 埼玉県議会議員一般選挙

二 さいたま市議会議員一般選挙

ただし、特別の事情により投票用紙を同時に交付する場合はこの限りでない。